

## ソーシャルメディアの風評被害

従業員が SNS へ投稿した内容や写真による風評被害が多発しています。企業が出来る対応についてご案内します。

### SNS による投稿が炎上

ソーシャルメディア (Twitter・Facebook・ブログ等) を利用して、ユーザーが情報を発信、または相互に情報をやりとりする情報の伝達手段) において、**従業員が軽い気持ちで行った投稿が「炎上」**したり、顧客の投稿による悪評で、**売上低下・顧客離れ・内定辞退・取引停止**といった事態に発展するケースが多く見られるようになってきました。

ここ最近のニュースなどでも、アルバイト店員が冷蔵庫へ入っているところや、商品等を利用したイタズラ写真などの投稿により、投稿者本人の情報から、最終的に店舗名などが特定され、企業側が謝罪文を公表し、商品等の撤去を行うだけでなく、フランチャイズ契約の解除や店舗閉鎖という事態にまで至るなど、大きく取り上げられています。

### 社内体勢整備の必要性

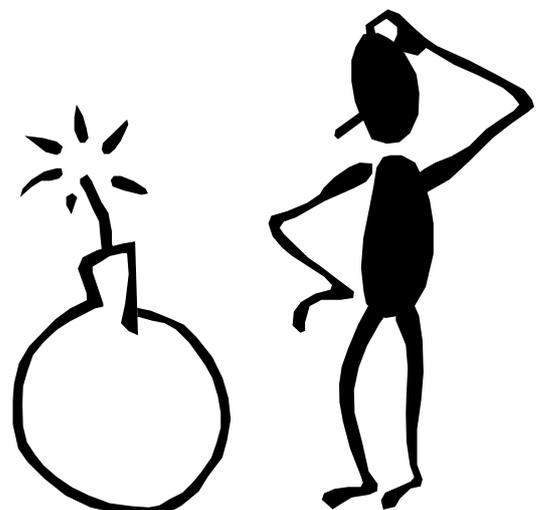
従前の企業不祥事の多くは、悪いと知りつつ行為を行っていたのに対し、最近のケースでは、実行者が**悪いことをしているという自覚がない**のが特徴です。

企業としては、従業員に対して、SNS はメールとは異なり、開示した友人以外にも急速かつ無限定に伝達・拡散する可能性を持つものであることを、「**実例を挙げて徹底して教育する**」必要があり、悪意がなくとも、事件・事故を起こした社員に**懲戒処分だけでなく、損害賠償請求を受けるリスクがある**ことを示さなければなりません。

社員教育までは難しいという場合でも、従業員のソーシャルメディア利用については、就業時間外についても、秘密保持義務や職務専念義務、企業秩序遵守義務など一定の義務が課せられていますので、**就業規則においてルール化し、規制をすることは可能です。**

インターネット社会となった今、企業規模を問わず、**就業時間外の個人利用についての行動指針を示す**ソーシャルメディアポリシーやガイドラインを策定するだけでなく、あらかじめ、**就業規則**に全従業員を対象とした (アルバイト・パートタイマー含む) 懲戒処分や損害賠償まで考慮した規定を定めておくことが重要です。

これを機会に、就業規則などの見直しを検討してはいかがでしょうか？



# 所得拡大促進税制および 雇用促進税制適用における留意点

平成 25 年度の税制改正において、個人所得の拡大を目的とした所得拡大促進税制が新たに設けられました。

## はじめに

平成 25 年度の税制改正において、個人所得の拡大を目的とした所得拡大促進税制が新たに設けられ、さらなる雇用の確保を支援する雇用促進税制の拡充が図られています。

ここでは、所得拡大促進税制および雇用促進税制適用における留意点を解説します。

## 雇用関連税制の概要

新たに創設された所得拡大促進税制は、「給与等の支給額が一定の割合以上増加していること」などの要件を満たした場合に、税額控除を認める制度です。

所得拡大促進税制の適用を受ける場合、**給与等増加額の 10%相当額**を法人税額から控除することができます。



また、雇用促進税制は、「雇用者を一定の割合以上増加させること」などの要件を満たした場合に税額控除を認める制度であり、**増加雇用者数に 40 万円を乗じた金額**を法人税額から控除することができます。

どちらの制度も、助成金を併用することは可能です。中小企業者については法人税だけではなく、法人住民税にも適用が認められます。

ただし、**両方の制度を同時に適用することは認められない**ため、法人はいずれか一方を選択しなければなりません。

## 留意点

所得拡大促進税制は、労働分配率の増加を税制面から支援するものであり、雇用促進税制は法人における雇用拡大を税制面から支援するものです。

従って、新規事業の立ち上げや業務拡大などに伴って雇用者を増加させる場合には、雇用促進税制の適用が考えられますが、所得拡大促進税制の適用要件は満たさない可能性が高いと考えられます。

両方の税制を同時に適用することが認められないため、法人の事業計画に併せて「どちらの税制を適用するか」を検討することが重要になります。

また、雇用促進税制を適用する場合には、適用年度開始後 2 ヶ月以内に本社・本店を管轄するハローワークに雇用促進計画を提出しなければならないなど、**事前の準備が必要**となるので注意しなければなりません。

所得拡大促進税制については経済産業省のホームページに、雇用促進税制については厚生労働省のホームページに、それぞれ詳細な内容が記載されていますので、ご参考ください。



# 中小企業等の 経営改善設備投資促進税制 についての注意点

平成 25 年度の税制改正では、中小企業の活力を引き出すために「中小企業等の経営改善設備投資促進税制」が創設されました。

## はじめに

地域経済を支える中小企業を支援し、中小企業の活力の強化を図る目的で「商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制」(以下、「**経営改善設備投資促進税制**」)が、平成 25 年度の税制改正で創設されました。

## 概要

青色申告書を提出する中小企業者等で経営改善に関する指導および助言を受けたものが、**取得価額の 30%の特別償却**または**取得価額の 7%の税額控除**との選択適用が認められるという制度です。

具体的には、**平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に**、指導および助言を受けて行う店舗の改修などに伴い、器具備品や建物附属設備の取得などをして指定の事業に費やした場合には、上記の特別償却または税額控除のいずれかの、選択適用が認められるという制度です。

## 適用要件

本制度の適用要件として「認定経営革新等支援機関による企業の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言」を受ける必要があります。

昨今、中小企業をめぐる経営課題は多様化・複雑化しており、抜本的な経営力を強化するためには専門家による支援が必要であると考えられます。

専門的な経営改善に関する指導および助言を行うことによって中小企業の経営力が高まり、経済の活性化につながるという趣旨により、要件として設けられています。

## 対象について

対象資産としては、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間内に取得された 1 台の取得価額が **30 万円以上の器具備品**、取得価額が **60 万円以上の建物附属設備**で、認定経営革新などの支援機関の指導および助言を踏まえたものが挙げられます。

「認定経営革新等支援機関」は、平成 25 年 7 月 10 日現在では 1 万 3,459 機関がその認定を受けており、業種別の内訳は税理士・税理士法人が最も多く、公認会計士・監査法人、弁護士・弁護士法人がこれに続きます。

当事務所には「経営革新等支援機関」の認定を受けた弁護士が 2 名所属しております。

経営改善設備投資促進税制についてのご相談は当事務所までお気軽にお問合せください。



指導・助言を受けた設備投資

取得価額の30%の特別償却  
または  
取得価額の7%の税額控除

# 当事務所からの お知らせ

法律・税務のご相談がございましたら、  
お気軽に当事務所までお問い合わせく  
ださい。

## ～コラム～

### 消費税転嫁対策法の公布について

平成25年6月12日に、「消費税還元セール」といった  
広告や宣伝の禁止を盛り込んだ消費税転嫁対策法が公布  
されました。

一部の規定を除いて**平成25年10月1日から施行され  
ます。**

平成26年4月からの消費税率引き上げ時に、増税分を価  
格に上乗せしやすいように定められ、大規模な小売業者が、  
買ったときや不当な利益提供の要求など、下請けいじめが  
横行しないように配慮されています。

### 価格の表示例

消費税転嫁対策法で設けられた「**総額表示義務に関する消  
費税等の特例**」によって、例えば、税抜 2,980 円の商品  
の場合には、以下のような表示ができるようになります。

平成25年10月1日から可能となる価格の表示例

- ① 2,980 円 (税抜き)
- ② 2,980 円+税
- ③ 税抜 2,980 円 + 税

〇〇円(税抜)

税抜〇〇円 + 税

〇〇円 + 税

### 消費税転嫁対策法の概要

消費税転嫁対策法では、事業者が価格表示をする場合につ  
いて、税込価格を表示しないとした場合には、「**できるだけ  
速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない**  
」とされています。

税抜き価格を表示する場合には、消費者に「税込価格」で  
あると思われないようにしなければなりません。

小さな商店であれば「**表示価格は全て税抜で別途消費税が  
課税される**」旨をレジなどに掲示する方法も考えられま  
すが、大型店舗ではなかなかそうもいきません。事業形態や  
営業形態などに応じて対応することが考えられます。

早めの検討をおすすめします。

### 経営革新等支援機関に認定！

『中小企業経営力強化支援法』に基づき、事業再生の専門  
家として経営再建を支援する「経営革新等支援機関」に、  
当事務所の弁護士加藤剛毅に続いて、弁護士岩崎孝太郎も  
認定を受けました！



事業再生に関する相談は、初回1時間  
無料です。お気軽にご相談下さい。

## ～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただ  
けるコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所

TEL 04-2923-0971

HPは [アルファ総合法律事務所](#) で検索！